

平成 30 年 2 月 6 日

第 2 回定例会  
議事録

文京区教育委員会

# 文京区教育委員会議事録

第 2 号

平成 30 年 第 2 回 定例会

日時：平成 30 年 2 月 6 日（火）午後 2 時

場所：教育委員会室

「出席」	教 育 長	南 新 平
	教育長職務代理者	清 水 俊 明
	委 員	田 嶋 幸 三
	委 員	坪 井 節 子

「説明のために出席した教育局職員」	教 育 推 進 部 長	久 住 智 治
	教育推進部参事	山 崎 克 己
	教育総務課長事務取扱	
	学 務 課 長	熱 田 直 道
	教育推進部副参事	川 西 宏 幸
	教 育 指 導 課 長	植 村 洋 司
	児 童 青 少 年 課 長	矢 島 孝 幸
	教育センター所長	安 藤 彰 啓
	真砂中央図書館長	齋 藤 勝 美

「書記」	庶 務 係 長	木 内 実三男
	庶 務 係 主 査	中 根 崇

平成30年

## 第2回教育委員会定例会

平成30年2月6日（火）午後2時

場 所 教育委員会室

議事録署名人 田嶋幸三委員

### 第1 議案の撤回

第1号議案の撤回について

### 第2 議案の審議

第8号議案 文京区指定文化財の追加指定について

第9号議案 平成29年度学校保健・学校給食に関する表彰について

### 第3 報告事項

- (1) 平成30年度文京区教育委員会主要施策について (資料第1号)
- (2) 文京区明化小学校等改築基本設計について (資料第3号)
- (3) 就学援助の拡充について (資料第4号)
- (4) 平成29年度文京区教育研究奨励受給者の決定について (資料第5号)
- (5) 学校運営協議会設置校の指定について (資料第6号)
- (6) 文京区版幼児教育・保育カリキュラムの拡充について (資料第7号)
- (7) 文京区青少年プラザ施設使用料の改定について (資料第8号)

資料第2号欠番

### 第4 その他の事項

《参考資料》事業（行事）実施状況及び各施設の利用状況等

「開 会」

○南教育長 それでは、第2回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

(14:01)

○南教育長 出席状況から確認させていただきます。委員は、小川委員が欠席です。なお、清水委員は遅れて到着される予定です。理事者は全員出席しております。

「議事録署名人」

○南教育長 本日の議事録署名人でございますが、田嶋委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

(はい)

## 第1 議案の撤回

### 第1号議案の撤回

○南教育長 それでは、議事日程に入らせていただきます。

第1「議案の撤回」です。本件について説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第1号議案の撤回について、提案理由をご説明いたします。

先月開催いたしました第1回教育委員会定例会にご提案をいたしまして、継続審議となっております第1号議案「ロボットプログラミング」の後援名義使用承認についてでございます。先の委員会での審議では、事業の趣旨やその内容に不明瞭な点が多いなどのご意見をいただき、継続審議になりました。

これらの点について申請者に確認したところ、後援名義使用申請の取下げの申し出がございましたので、当該提出議案を撤回するものでございます。

よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○南教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。ただいまの件につきましては、説明のとおり議案撤回ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○南教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

## 第2 議案の審議

### 第8号議案 文京区指定文化財の追加指定について

○南教育長 続きまして、第2「議案の審議」に入らせていただきます。本日は2件ございます。

第8号議案「文京区指定文化財の追加指定について」です。本件について説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第8号議案、文京区指定文化財の追加指定につきまして、提案理由をご説明いたします。

本案は、文京区文化財保護条例第4条第3項の規定に基づき、「胞衣塚碑」及び掛軸「富士山弥陀三尊二猿」を文京区指定文化財に追加指定することをお諮りするものでございます。

「胞衣塚碑」及び掛軸「富士山弥陀三尊二猿」につきましては、平成29年6月に、教育委員会から文京区文化財保護審議会に諮問があり、同審議会において、文化財的価値などについて詳細な調査と審議を行い、本年1月19日付で区指定文化財に追加指定するよう別紙1のとおり建議を受けたものでございます。

それでは、まず「胞衣塚碑」の概要につきまして、ご説明いたします。1ページをご覧ください。追加指定後の名称及び員数は、「徳川家宣胞衣塚1基付胞衣塚碑1基」です。

所有者は根津神社で、所在地は文京区根津1丁目28番9号です。

追加指定の理由といたしましては、区指定有形民俗文化財である徳川家宣胞衣塚に関する資料は、本資料のほかに、わずかに国立国会図書館所蔵の「根津御宮記」のみであり、後世のものとはいえ、その由緒を知ることのできる重要な資料で、歴史的価値が高いことが挙げられます。

次に、掛軸「富士山弥陀三尊二猿」の概要につきまして、ご説明いたします。

追加指定後の名称及び員数は、「富士講関係資料22点」です。

所有者は、文京区本駒込5丁目7番20号に所在する富士神社で、寄託先は、文京ふるさと歴史館です。

追加指定の理由についてですが、富士講の祭壇には、「御三幅」として掛軸を三幅一対として掲げるものですが、本資料は、既に区指定有形民俗文化財に指定されている富士講関係資料の富士神社伝来の掛軸「御身抜」と掛軸「富士山小御嶽石尊大権現」の表具の仕様と朱印が同様であることが

判明したものです。したがって、本資料は、御三幅の1つとして使用されていたと考えられることから追加指定といたします。

今回指定の告示日は、平成30年3月1日にいたしたく存じます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○南教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○坪井委員 たしか指定のときに伺っていたと思いますが、胞衣塚の意味を教えてください。

○教育総務課長 徳川家宣の胎盤を、この塚の下に埋めてある、それが胞衣というものでございます。

○坪井委員 胞衣塚碑というのは、その説明が記されているのですか。

○教育総務課長 そのとおりでございます。

○南教育長 そのほか、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか

(異議なし)

○南教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

#### 第9号議案 平成29年度学校保健・学校給食に関する表彰について

○南教育長 続きまして、第9号議案「平成29年度学校保健・学校給食に関する表彰について」です。説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第9号議案、平成29年度学校保健・学校給食に関する表彰につきまして、提案理由をご説明いたします。

1 ページをご覧ください。1の健康努力児童・生徒表彰候補者ですが、小学6年生、中学3年生を対象として、小学校41人、中学校23人の計64人でございます。表彰審査会を1月25日に開催し、候補者として選定いたしました。別紙1に、学校名、候補者氏名を記載しております。

次に、2の学校保健優良校表彰でございます。表彰候補校は、小学校2校で、小日向台町小学校、湯島小学校です。中学校は1校で、文林中学校でございます。同じく表彰審査会を1月25日に開催し、候補校として選定いたしました。

裏面をご覧ください。次に、3の学校給食優良校表彰です。表彰候補校は、小学校が千駄木小学校、中学校は第一中学校と第九中学校です。これも同じく表彰審査会を1月17日に開催し、候補校

として選定いたしました。

別紙2から別紙4までは、それぞれの表彰要領等を添付しております。

なお、表彰につきましては、2月28日開催の平成29年度文京区学校保健・給食大会で行う予定でございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○南教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○坪井委員 学校保健優良校として、今年この3校が選ばれた審議の理由など教えていただきたい。

○学務課長 こちらにつきましては、健康教育、学校保健安全教育を継続的に良好な取組をしているというところで選定されました。この取組についてどの学校も大変よくやっていたというところで、優劣つけがたい部分がありますが、過去の受賞実績も加味して、この3校を選定したところでございます。

○南教育長 そのほか、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○南教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

### 第3 報告事項

#### (1) 平成30年度文京区教育委員会主要施策について

○南教育長 続きまして、報告事項に入らせていただきます。本日は7件です。

報告事項(1)「平成30年度文京区教育委員会主要施策について」です。本件について説明をお願いいたします。

○教育総務課長 それでは、平成30年度の主要施策について、ご説明申し上げます。

主要施策は、平成26年3月に策定した教育振興基本計画に位置づけられた施策等を着実に実施するため、毎年度ごとに教育委員会及び学校、幼稚園が推進すべき施策を定めました単年度の計画でございます。こちらにつきましては、教育振興基本計画に基づく学校教育に加えまして、教育振興基本計画に記載されていない文化財行政及び図書館についても施策を定めるものでございます。

また、主要施策につきましては、実効性を高めるために毎年行っております点検・評価の諸施策として、平成30年度の主要施策については、31年度に点検・評価を行い、実効性を高めていくと

いった形で、P D C A サイクルで回していくものでございます。

それでは、具体的な主要施策の内容でございます。1 「学校教育等」の視点の1 「学校教育における知・徳・体のバランスのとれた力の育成」ですが、主なものを申し上げますと、①「確かな学力の定着」では、平成30年度より、新小学校学習指導要領による外国語活動及び外国語科の実施に伴い、小学校において外国人英語指導員の配置時数を増やして、これからの国際社会で必要とされるコミュニケーション能力の育成を図るといったことを主要施策としております。②「豊かな人間性の育成」では、同じく英語に関するものですが、外国人との会話や外国の文化等に触れる機会を増やし、英語を積極的に使おうとする態度が身につけられるよう、体験型の英語学習施設を利用することで、国際理解教育の充実を図っていくといったものでございます。

2 ページをご覧ください。中段の視点2 「地域ぐるみで子どもの教育に取り組むための連携・協働」でございます。こちらは、①「家庭・地域と連携した学校・園づくり」ということで、保護者や地域住民、大学生等のボランティアの協力による学習支援活動や授業の支援、また登下校の見守り活動など各学校の実情に応じた教育活動の支援を行うために、地域人材の発掘や町会等の関連組織との連携強化により、学校支援地域本部事業や設置校の拡大を推進していくといった施策でございます。

視点3 「子どもの学びを保障する教育環境」では、①「教員の資質向上、教育に専念できる工夫」として、区内大学等と連携した外部の専門家等による研修や講習会などの実施といった施策を掲げております。3 ページをご覧ください。③「子どもたちの課題に対する専門的アプローチ」では、教育センターにおける総合相談と区立の小・中学校へのスクールカウンセラーの配置によりまして、子どもや保護者、教員に対しカウンセリングや助言等の支援を行うことで、いじめ等の問題行動、不登校、集団不適應等や教育・生活上の悩みに対する予防や早期発見、解消に取り組むとしております。⑤「学校施設等の整備」では、学校快適性向上事業対象以外の小・中学校及び幼稚園、計18校園におきまして、既存和式トイレについて順次、簡易工法による洋式化の改修を進めていく。平成30年度については8校園についての工事を実施するといった施策でございます。

2 「文化財行政」では、さまざまな事業等を通じて、郷土愛を育てていく。

3 「図書館」行政では、基本構想にありますとおり、小石川図書館の改築検討委員会を31年度までに開催し、報告書の作成に着手する。こういったところを主要施策として掲げております。

資料第1号の説明は以上でございます。

○南教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。



○清水委員 外国人英語指導員（ALT）の配置時間を増やすということでの今後の対応ということで、このALTの質、資格とか経験、スキルといったものがどのように評価されているのか、あるいは今後どのような形で適切に配置していくのかということについて、どのようにお考えか、教えていただきたいんですが。

○教育指導課長 いわゆるALTの配置については、プロポーザルの方式で業者を選定し、昨年度から継続的に実施しております。各小学校、中学校に非常に優秀なALTを配置していただいているところです。今回小学校において、教科化ということで先行実施することで授業時数が増えるので、小学校では約1.5倍増ということで考えてございます。その点についても、当該の業者とも何度も打ち合わせしております。量的な部分はもちろん、質的な部分でも、継続的に文京区の実態に応じて配置ができるということで今進めているところでございます。

○清水委員 わかりました。恐らくオリンピックに向けて、各区あるいは各地区、こういったALTの導入が増えてきて、その質が落ちてきたのでは困るなと思ったので、お聞きしました。

○坪井委員 視点3の③「子どもたちの課題に対する専門的アプローチ」というところです。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー派遣、適応指導教室運営等に関して、もう少し実態がわかる報告のようなものがあれば教えていただきたいと思います。これを実施することによってどのような改善が見られているのか、どのような問題解決につながったか、あるいは、保護者の意識がこういうふうに変った例があったとか、何が行われているのかがもう少しわかるような説明をいただけるとありがたいです。

○教育センター所長 学校に不応、不登校の子どもたちがいますので、心理やスクールソーシャルワーカー、また退職された校長先生等が学校に行きまして、具体的な個々のケースに対するケース会議を開いております。ケース会議を開くことによって、学校の先生だけで悩んでいた問題が、教育センターの専門員が入ることによって、徐々に明らかになって、子どもたちに会う機会ができたり、実際に家庭に行って、その子どもたちが学校に行くこともあります。行けない場合にも、教育センターの適応指導教室等に入ってくるという事例が見られます。また、保護者に関しましても、保護者に対して直に接することができる機会も増えますので、保護者が子どもの不登校を受けとめられるという効果もあります。

○南教育長 そのほか、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。特にございませんでしょうか。それでは、次の報告事項に移りたいと思います。

## (2) 文京区明化小学校等改築基本設計について

○南教育長 報告事項(2)「文京区立明化小学校等改築基本設計について」です。説明をお願いいたします。

○教育推進部副参事 それでは、文京区立明化小学校等改築基本設計について、報告させていただきます。

本基本設計は、昨年9月1日の教育委員会定例会及び9月21日の文教委員会で、本小学校等改築基本設計の配置・平面計画について報告させていただきました。そこでいただいた意見を踏まえて検討を行い、基本設計が完了いたしましたので、ここでご報告するものであります。

概要につきましては、1ページの1から4に記載しているとおりでございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページの5「全体イメージ図」であります。一番上のパースにつきましては、北側の前面道路側から外観図、左下のものは南側からの外観図、右下に行きまして、昇降口から明化ホールを見た内観図であります。地域に親しまれ、愛されてきた現校舎の趣を残すため、北側の前面道路側の外観デザインや内部の1階廊下からの明化ホールに至る柱やアーチの形状等のデザインを引き継ぎ、復元的改築を計画しております。

1枚おめくりいただきまして、6「建替計画(ステップ図)」であります。STEP1は、仮設校舎建設で、現在の校庭、園庭部分の一部に小学校の仮設校舎建設を予定しております。工事範囲から外れた北側及び西側の校庭、園庭の一部は引き続き、校庭、園庭として活用してまいります。

仮設校舎に関しましては、普通教室、特別教室を配置し、空調及びエレベーター、多目的トイレ等を配置し、仮設校舎においても、バリアフリー等に配慮し、快適に学校生活を送れる計画としております。また、工事期間中も体育館及びプール、給食室はそのまま使用できるという計画にしております。

STEP2でございます。仮設校舎に小学校の普通教室の引っ越しを行ってから後、東側部分の既存小学校の校舎の解体を行います。図の右下にありますクスノキは改築後も引き続き、その場所で活用していくところでございます。

STEP3でございます。解体後に、東側エリアに給食室、体育館、プール及びこども園を建設いたします。

STEP4です。建設された部分に給食室及び幼稚園(こども園)部分の引っ越しを行った後、残りの西側部分の既存校舎の撤去、解体を行います。現在園庭にあるアンズの木に関しましては、敷地内で移植を行い、活用していくという予定にしております。

STEP 5につきましては、西側エリアに小学校施設及び育成室を建設いたします。

最後にSTEP 6でございます。小学校の施設の引っ越しを行ってから仮設校舎を解体撤去し、校庭、園庭の整備を行い、工事は完了ということでございます。

次に4ページをご覧ください。「計画の特徴」でございます。記載のような特徴で当該施設の設計をしているところでございます。

5ページ、6ページは「配置・平面図」となっております。明化小学校に関しましては、現在各学年2クラスの全12クラスとなっております。今後のクラス数も同程度となっており、設計におきましては、普通教室12教室と普通教室に転用可能な少人数教室6教室の計18教室で計画しております。1階の昇降口から入ったところの左側の主事室の先のアーチの形状や廊下、木造の建具やデザイン等を継承すべく配置計画を進めております。これは改築基本構想検討委員会で改築の考え方として示された、明化小学校の歴史と伝統が反映された小学校を改築するということを踏まえたこととなります。

平面図につきましては、現在の形状を生かし、北側の一角に地下1階のスペースをつくり、地上は4階建てになっております。こども園の諸室に関しましては、東側の1階、2階に配置し、そのほか、東側の校舎には体育館及びプールを配置しております。西側、南側は小学校等のエリアとし、普通教室、特別教室を2階から4階に配置しております。特別教室等は北向きに配置し、普通教室は日当たりのいい南向きに集約して配置しているところでございます。

説明は以上となります。

○南教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○清水委員 2ページ左下に校庭側外観とありますが、手前のところ、校庭に段差はあるのですか。

○教育推進部副参事 およそ1メートルから1.5メートルの段差がありまして、実際には段差のところは擁壁等の土留をつくりまして、対応するという事です。パースでは土留を除いたイメージとなっております。

○清水委員 そこに壁ができるのですか。

○教育推進部副参事 土が流出しないように土留を設けます。隣地境界のところも、それぞれ1.5メートルか2.5メートルぐらいの段差がありまして、そのところは今も擁壁等がありますが、そのところを壁としてつくっていくということでございます。

○清水委員 台車などは通れないわけですね。

○教育推進部副参事 すぐ横が隣地になりますので、通り抜けはできません。

○南教育長 そのほか、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

特にないようでしたら、次の報告事項に移りたいと思います。

### (3) 就学援助の拡充について

○南教育長 報告事項(3)「就学援助の拡充について」です。説明をお願いいたします。

○学務課長 資料第4号、就学援助の拡充について、ご説明いたします。この趣旨でございますが、経済的理由によって就学が困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に支給する就学援助につきまして、その支給時期の見直しや費目の拡大を行い、小・中学校における義務教育の円滑な実施とともに、子どもの貧困対策の一層の推進を図るものでございます。

なお、費目でございますが、現在、新入学用品費、学用品費、学校給食費、修学旅行費など合わせて10項目の費目がございます。

2の今回の拡充の内容についてでございます。

まず(1)「就学援助費の事前支給」になります。1つ目が小学校の新入学用品費の事前支給でございます。

こちらは、アの平成30年度の入学者から適用するというので、今年4月に入学する1年生から適用になります。この新入学用品費につきましては、従来、入学後に支給しておりましたが、このたびこれの見直しをいたしまして、就学前の年度の3月に支給するというので、入学前のさまざまなものをそろえたりするのに費用がかかるといったところに対応しようということでございます。支給額につきましては、従来どおり4万600円ということで変更はございません。

イの中学校の修学旅行費でございます。こちらは平成30年度の中学2年生から適用ということになりますので、中学3年、平成31年度に修学旅行に行く生徒から適用という形になります。支給時期につきまして、従来は、修学旅行が終わりまして、実際に金額が全て確定した後、後払いをしていたところでございますが、こちらを実施前に支給するよう変更いたします。あわせて、支給額は、従来は事後でしたので、実費支給が可能でしたが、今回事前支給になりまして、定額制に改めさせていただきます。年額で6万5000円ということでございます。支給時期は中学2年生の年度末の3月になります。

続きまして、(2)「支給費目の拡大」でございます。こちらは、今まで費目になかったものを項目として増やすということで、先ほど申し上げた10項目に追加されるところです。1つ目がPTA会費です。こちら平成30年度から適用になります。PTAに加入している小・中学生について支

給するものでございます。支給時期は毎年7月、金額については資料記載のとおりでございます。次のクラブ活動費でございます。こちらと同じく平成30年度から適用ということで、部活動に所属している中学生に対して支給するものでございます。支給時期は毎年7月、12月、3月の年3回ということで、支給額につきましては、1カ月当たり1000円という計算になりますが、年額で1万2000円から1000円という形になります。なお、こちらにつきましては、既存の学用品費に合わせまして、学習支援費というふうに名称を変更して支給する予定でございます。

その他でございます。小学校新入学用品費の事前支給につきましては、既に申請を受け付けており、2月9日まで申請を受け付け中でございます。それから、新入学用品費以外のものにつきましては、4月に区立小・中学校の全保護者に案内を配布する予定でございます。

説明は以上です。

○南教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○田嶋委員 今回、制度の拡充になりますが、こういうお子さんたちをどのように把握するんでしょうか。

それから、返済等についてはどのようになるのでしょうか。

○学務課長 まず、把握方法でございますが、基本的に申請をいただくという形になります。申請を受けまして、その方の世帯構成等は教育委員会のほうで調査して、審査基準に照らして、認定、非認定を判定するという形になります。

それから、就学援助は給付ですので、特段返済等の必要はございません。

周知につきましては、4月の段階で案内を配布しております。また、区報「ぶんきょう」等においても周知を図って、申請漏れのないように努めているところでございます。

○坪井委員 支給額の拡大のことです。PTA会費というのは、PTAに加入するかどうかは、保護者が選択をし、選択をして払えない場合にこれを申請するということなのかどうか、それが1つ。

クラブ活動費の支給額がよくわからなかったんですが、月額1000円で、年額が1万2000円という意味なんでしょうか。それとも人によって違うという意味なんですか。

○学務課長 まず、PTA費でございますが、PTAに加入をしていれば一律でこの金額を支給いたします。

○坪井委員 PTAは任意加入なんですね。加入されない保護者もいらっしゃるんですか。

○教育総務課長 PTAについては任意加入ということでございますが、正式に調査したわけではありませんが、ほとんど100%に近い形で、現在、文京区の小・中学校では加入されているという

ふう聞いております。

○学務課長 それから、クラブ活動費ですが、こちらは月 1000 円、年額 1 万 2000 円ということでご理解いただければと思います。例えば途中でクラブ活動に入ったとか、そういう場合に月割りが生じる形になり、その入っている期間について支給するということです。丸 1 年所属していれば 1 万 2000 円という形になります。

○坪井委員 それを 3 回に分けてという意味ですね。7 月、12 月、3 月というふうには。

○学務課長 はい。

○坪井委員 NHK のニュースで区長がアピールされていたのが出ました。全国で初めてということだったんですが、そうなんですか。

○学務課長 全国では初めてではなくて、PTA 会費については 23 区の中で初めてということでございます。

○坪井委員 今まで PTA に任意加入で 100% 加入をされていて、しかし、PTA 会費が支払われなくて、困難を感じていらっしゃる家庭が相当あったのでしょうか。

○教育総務課長 PTA の加入の状況は先ほど申し上げたとおりなんですけど、会費の納入状況まではこちらでも把握しておりません。しかしたらそういう会費を納められてない方が若干いらっしゃるのかもしれないかなとは思っております。

○坪井委員 そうすると、この制度を始められたのは、会費納入が負担だというご意見がたくさん出たからということではないんですか。

○学務課長 特段そういった事情を踏まえてということではなくて、今、区を挙げて進めている子どもの貧困対策の一環として、より保護者の経済的負担を軽減しようというところで始めたものがございます。

○坪井委員 区のほうで考えたということですか。

○学務課長 はい。

○教育推進部長 学校でこういった私費関係のものについて幾つか調査をいたしました。議論になったところは、例えば生徒会費などについても一定かかるのかなということで学校で全部調査をしたところ、文京区内では生徒会費については徴収していないということで費目からは落とすところなんです。具体的には、私費の会計の中でかかっているものについて、公費で一定負担をすることによって経済的な支援ができる項目については、こういったことから進めていながら、準公的なものは少ないと思いますが、そういったことについても今後状況によって検討はしていきたいと思っ

ております。現段階でこの2つについては実施をしていきたいと考えております。

○坪井委員 ほかに今後考えられる項目としてどういうことがあるんですか。

○学務課長 現時点では特に想定はしておりません。例えば、生活保護では様々な費目があって、その費目を参考にしているわけですが、その生活保護の中で教育に関する部分についてはほぼ網羅されてきていると思っておりますので、現時点ではこういったものを今後追加していくという想定はございません。

○坪井委員 そうすると、小・中学校の貧困家庭では、申請をすると、子どもの学校に納める教育費がほぼかからなくて済むような状況ですか。教科書、給食費、P T A会費、部活動になると、ほとんど納めないで済むことになっているんですか。

○学務課長 ほとんどというわけにはいかないんですが、学校給食費は実費で全額支給になりますし、修学旅行費とか部活動、特にクラブ活動とかについては、定額で、今お出しした額になります。さまざま家庭によって、あるいは部活によって、学校によってかかる費用は違ったりしますので、かからないというわけではないんですが、大部分の学校に要する経費の少なくとも一部は支援の対象になっています。

○坪井委員 一部なんです。大部分の支援が出ると思ったんですが。現実がどうなっているか、よくわからない。

○学務課長 クラブ活動費とかP T A会費の今回追加した部分につきましては、これが大部分に当たるかどうかというのは難しいところでございます。

そのほか、大きくお金がかかる移動教室とか卒業アルバムといったものも含めて費目の対象になっていますので、おおむねかなりの負担軽減にはなるかと認識しております。

○坪井委員 貧困による教育格差がすごく問題になっているけれども、少なくとも学校に関しての経済的な負担については、かなり補助がされていると思っていいということですか。

○学務課長 まず、学用品費につきましては、学年によって違いますけれども、一定出ているということでございます。例えば小学校であれば、1年生が約1万5000円、中学校になりますと約3万円といったところで負担軽減につながっていると思われま。それから、新入学用品費につきましては、小学校の入学は4万600円、中学校の入学は4万7400円。これもおおむね担保されているのかなと思っております。それから、卒業アルバムにつきましても、定額でございますが、一定費用は担保されています。それ以外の学校給食費、修学旅行、修学旅行は今回定額になりますが、夏季施設への参加費、移動教室参加費、遠足費、そういったものにつきましては、実費で全額支給とい

うことになっておりますので、学校における経費はおおむね網羅されているのかなと思っております。

○南教育長 そのほか、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

特になければ、次の報告事項に移りたいと思います。

#### (4) 平成29年度文京区教育研究奨励受給者の決定について

○南教育長 報告事項(4)「平成29年度文京区教育研究奨励受給者の決定について」です。説明をお願いいたします。

○教育指導課長 それでは、資料第5号によりまして、平成29年度文京区教育研究奨励費受給者の決定についてご報告いたします。

文京区教育研究奨励事業実施要綱に基づきまして、区立幼稚園・小学校・中学校の教職員で優秀な研究成果を上げた者に対しまして、グループ奨励として石黒教育研究奨励賞、個人奨励として丹羽教育研究奨励賞を授与するものでございます。

本日は概要のみご紹介をさせていただきます。

まずは、石黒教育研究奨励費、グループ研究のほうでございます。受給者は文京区立湯島小学校藤田寛樹主任教諭・他4名のグループでございます。

研究主題についてはご覧ください。

本研究の概要について、口頭でお伝えさせていただきます。本研究は、現代的な課題、情報モラルを題材にした研究でございます。タブレット端末等を使って情報活用能力を育成するとともに、情報を扱う場面で生じる責任や相手への配慮等の情報モラルを身につけさせる学習を展開いたしました。SNSに関するルールを児童が策定し、共有するとともに、家庭でのルールについても、家庭で話し合うよう呼びかけるなど家庭との連携が本研究の特徴の1つとなっております。

続きまして、丹羽教育研究奨励賞でございます。受給者は、文京区立文林中学校川島紀子主任教諭でございます。

本研究では、小中連携教育の実践として学校外施設を利用して小学生と中学生がともに学び合う理科の学習を行いました。児童・生徒の発達段階における特性が生かされ、小・中学生ならではの気づきや思考を共有し、発展させていく姿が見られました。今後の保幼小中連携教育を展開していく上で参考になる実践的な内容でございます。

本研究にあるような異校種の子ども同士がともに学び合うという実践が今後区内に広がっていく



ことを期待しているところでございます。

ご報告は以上でございます。

○南教育長 ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○坪井委員 SNSルールの策定のことですが、今いじめの中で子どもたちを一番苦しめているのがネットによる裏サイトのいじめとか、LINEでのいじめとかありますが、そういったことへの具体的な子どもたちへの指導が学校に入っているんですか。

○教育指導課長 東京都が使っている「SNS東京ノート」は、全校で使っているものです。湯島小学校ではこれを授業の中で全学年、全学級で共通の取組として計画的に活用をしております。そういった中で、夏休みの1つの例ですが、各家庭のルールということで、「私の宣言書」のように、学習を通して学んだことを生かして、ご家庭で話し合いをしながら、こういったSNSに関する自分なりの宣言書という形で、今後どういうふうに取り組んでいったらいいのかということを実践しています。その中では、相手への配慮という視点も多く見られまして、この研究の1つの成果と捉えてございます。

○南教育長 そのほか、ご意見、ご質問等ございますか。特にございませんでしょうか。

それでは、次の報告事項に移りたいと思います。

#### (5) 学校運営協議会設置校の指定について

○南教育長 報告事項(5)「学校運営協議会設置校の指定について」です。説明をお願いいたします。

○教育指導課長 それでは、資料第6号によりまして、学校運営協議会設置校の指定について、ご報告いたします。

本件は、文京区学校運営協議会規則及び文京区学校運営協議会の運営等に関する要綱に基づきまして、来年度から新たに、いわゆるコミュニティ・スクール1校の指定を決定いたしましたので、ご報告をいたします。

まず、この学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクールは、保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会が設けられ、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べたりするといった取組が行われる学校のことをいいます。

学校運営協議会の主な役割として3つを口頭でお伝えします。1点は、校長の作成する学校運営

の基本方針を承認する。2点として、学校運営に関する意見を教育委員会または校長に述べる。3点といたしまして、教職員の任用に関して教育委員会に意見が述べられるということでございます。これらの活動を通じまして、保護者、地域の意見を学校運営に反映させ、学校・家庭・地域が一体となった開かれた学校づくりを進めていくものでございます。

そういった中で、今回、金富小学校1校から申請がございました。金富小学校につきましては、文京区教育委員会としても、学校・家庭・地域が一体となった開かれた学校づくりをさらに進めていきたいということで、指定をすることにいたしました。

現在、指定しているコミュニティ・スクールは、誠之小学校、駒本小学校、本郷小学校、第九中学校、音羽中学校の5校でございます。来年度金富小を加えますと、小学校4校、中学校2校、計6校となります。

ご報告は以上でございます。

**○南教育長** ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

**○坪井委員** こうした学校運営協議会を設置することによって、学校の運営方針、運営自体、変わっているという認識で増やしていくということでしょうか。いずれは全校が設置するようになっていくのでしょうか。

**○教育指導課長** まず、地域の方に校長の学校運営基本方針を年度当初お示しをしてお意見をいただき、承認していただくということ、そして、定例会を設けてございますので、そういった方のご意見を学校運営に反映していくということで、学校経営にいい面をもたらしているという認識を持っています。

指定につきましては、この先少しずつ増やしていく方針でございます。国のほうとしても、コミュニティ・スクールを積極的に増やしていくという方針はございます。ただ、一律に増やしていくというよりも、文京区では、ご案内のとおり、地域の方にかなり支えられて、学校を応援していただいている土壌がありまして、こういった形をとらなくても協力体制が整っているところもありますので、各学校の実態に応じて、コミュニティ・スクール導入のタイミングに合わせて、学校のほうから申請を受けて、そういった流れの中で少しずつ文京区として増やしていければというのが今の姿勢でございます。

**○清水委員** P T Aの会長さんとの懇談会の中で、コミュニティ・スクールをもっと利用したいという話があったような気がします。P T Aから学校へのそういう要望があって、それを学校が受け入れるようなことはあるのでしょうか。

○教育指導課長 保護者、地域の期待も学校に向けて寄せられており、まだ指定を受けていない学校ではコミュニティ・スクールをやってほしいというお声があるということは校長から伺ってございます。

今回、結果として1校の申請があり、指定となりましたけれども、この間それ以外の学校からも内々ご相談を受けている件もございますので、今後、次年度以降少しずつ増えていくことが想定されています。そういった意味では、保護者、地域のお声を各校長も受けとめて、教育委員会とも相談をしながら進めているというふうに認識してございます。

○坪井委員 教員の任用に対する意見ということになりますと、個別に今年どの教員を採用するかということについて、保護者や住民が意見を言えるということになるんですか。それはどういうふうに反映されていくんでしょうか。

○教育指導課長 そもそも教職員の任用については、東京都が行っておりますが、その中でコミュニティ・スクール公募という制度がございます。これは別の地区、自地区内でも構わないんですが、今ここに指定されている学校を指定して、その学校に応募ができます。ほかの地区から、例えば文京区立誠之小学校に行きたいということで、自分の持ち味を示しながら応募ができます。その後、面接等をする中で、その応募がかなえば、もちろん空きがなければ入れませんので、そもそも空きとの関係がありますが、その公募を生かして、その学校の実態に応じた教員を確保していくことができます。あとは、各学校から、こういう人材が欲しい、例えば中学校であれば男性の部活動の専門性のある教員が欲しいとか、コミュニティ・スクールからこういう要望が出ていますということは、地区から東京都のほうに要望としては出してございます。

ただ、それにつきましては、ピッタリというのは、実情なかなか難しいので、まずは公募を活用しながら進めているというのが今の状況でございます。

○坪井委員 その公募というのは、初めて聞いたんですけれども、公募でかなり教員がいらっしゃるんですか。

○教育指導課長 かなりというレベルは難しいですけれども、次年度に向けても複数名この公募で本区のほうに応募し、配置予定の教員がおります。

○坪井委員 そうすると、その教員の採用は東京都を通さずにできるということですか。

○教育指導課長 いえ、手続としては全て東京都に申し込みをして、文京区のほうにこういう応募がありましたよというふうにおりてきて、文京区のほうで空きとの関係で、この人をぜひ欲しいということになれば、それを東京都に報告をし、東京都からそちらの地区、そして、本人にというこ

とで、常に東京都が間を取り持って、そういったコミュニティ公募の制度を活用することができるということです。

○南教育長 そのほか、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

よろしければ、次の報告事項に移らせていただきます。

#### (6) 文京区版幼児教育・保育カリキュラムの拡充について

○南教育長 報告事項(6)「文京区版幼児教育・保育カリキュラムの拡充について」です。説明をお願いいたします。

○教育指導課長 それでは、資料第7号によりまして、文京区版幼児教育・保育カリキュラムの拡充について、ご報告をいたします。

まず、本資料は、本カリキュラムの改定をいたしましたものの保護者配布用のリーフレットでございます。最初のページが「3歳未満児」と書いてございます。もう少し後には「3歳以上児」ということで、3歳以上と3歳未満の2本立てのリーフレットを資料としておつけしてございます。

本カリキュラムは、子ども・子育て支援事業計画の一環として、区立幼稚園でも、区立保育園でも、同じように質の高い幼児教育、保育をしてほしいとの区民の期待に応えるため、28年度に策定をいたしました。それを踏まえまして、今年度は、現行の幼児教育・保育カリキュラムに基づきまして、後半の3歳児から5歳児までのものを一部改定いたしました。そして、前についています3歳未満のものにつきましては、今回新たにカリキュラムとして策定をして、幼児教育・保育カリキュラムの充実を図ったというものでございます。

このカリキュラム策定に当たりましては、その策定委員といたしまして、学識経験者、区立幼稚園長、区立保育園長に入っていていただいて、事務局は、子ども家庭部幼児保育課と教育推進部教育指導課ということで進めてまいりました。

「3歳未満児」の表紙をおめくりいただきまして、1ページの下段、「基本的な考え方」の一番最後の部分をご覧くださいませでしょうか。ここにありますように、「このカリキュラムは、東京都が平成25年に発行した就学前教育カリキュラムを基に、保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、生きる力の基礎（生活する力・人との関わり・学びの芽生え）の育成に向け、その目標を適切かつ具体的に達成するための事項を経験させたい内容としてまとめた」ものでございます。詳しくはご覧いただければと思います。最後のページにはそれぞれ、保護者リーフレットですので、Q&Aの形で保護者の方にも理解しやすい工夫もして構成して

いるところでございます。

最後に、今後のスケジュールでございます。来る2月19日、月曜日の夕方、区立幼稚園及び保育園の全職員を対象にいたしまして、合同研修会を実施し、この新しい幼児教育・保育カリキュラムにつきまして、周知徹底をする予定でございます。

ご報告は以上でございます。

○南教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。よろしければ、次の報告事項に移らせていただきます。

### (7) 文京区青少年プラザ施設使用料の改定について

○南教育長 報告事項(7)「文京区青少年プラザ施設使用料の改定について」です。説明をお願いいたします。

○児童青少年課長 それでは、資料第8号をご覧ください。平成29年第11回教育委員会定例会でもご報告をいたしました検討結果を受けての改定ということでございます。

改正理由といたしましては、この条例は、文京区青少年プラザの施設について、中高生の利用促進を図るため、中高生に係る施設及び附帯設備使用料を改定し、利用するために必要な規定整備を行うものでございます。

主な改正内容でございますが、第9条、現行におきましては、第1項では、「施設の使用の承認を受けた者は、別表第1に定める額の使用料を前納しなければならない」と規定してございますが、改定後は、同条に第1項として「施設等の使用の承認を受けた者のうち中高生に係る使用料は、無料とする」を加えるものでございます。

付則といたしまして、「この条例は、公布の日から施行する」ということと、平成30年3月31日までの利用に係る使用料については従前の例によるといったものでございます。

ご説明は以上でございます。

○南教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○坪井委員 現在、中高生はどのくらい負担をしているのですか。

○児童青少年課長 スタジオBの夜の時間帯で100円という金額でございます。

○坪井委員 それが無料になるということですか。

○児童青少年課長 無料になるという形です。

○南教育長 そのほか、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特になければ、以上で用意した案件は全てでございます。

#### 第4 その他の事項

○南教育長 その他、何かございますでしょうか。

なければ、第2回定例会はこれをもって終了させていただきます。

(15 : 03)

平成 30 年 2 月 6 日

議事録署名人

教育長

委員